

広島県告示第百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年三月二十五日農林省告示第五百七十六号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十号、昭和五十年十二月八日農林省告示第千四百四十号、昭和五十八年八月八日農林水産省告示第千三百八十四号（三に係るものに限る。）、昭和五十八年十二月七日農林水産省告示第二千三百九十号、昭和五十九年九月八日農林水産省告示第千八百七十八号、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十七号（一に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法
変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）